

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	中世荘園制の成立について
Author(s)	畑野, 順子
Citation	史学研究 , 306 : 40 - 49
Issue Date	2020-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055699">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055699</a>
Right	
Relation	



## 中世荘園制の成立について

### はじめに

中世を通じて社会・国家の基盤となった中世荘園制の成立は、院政期に画期があることが明らかにされているが、その後の川端新氏の研究では院政期の中でもすでに白河院政期から中世荘園の形成も開始されていたとされ、この時期以来の立荘は量的に飛躍的であったばかりではなく、質的にも転換があったとされている。

川端氏の「上からの立荘」という荘園制成立史論に影響され、これを契機として、荘園制成立史研究は新たな段階に入ったと言える。

そこで近年の荘園制成立史研究を整理し、現段階における中世荘園制成立過程についての大筋をまとめ、同時にその中の疑問点や課題を提示してみたい。なお、「中世荘園」と

畑野順子

いう用語については、国家によって設立を公認された私的大土地所有という認識で使用する。

### 一 中世荘園制成立以前

中世荘園制成立以前については荘園史研究会編『荘園史研究ハンドブック』<sup>③</sup>を参考とし、その要点を紹介するのみとする。

#### (一) 古代の荘園

荘園なるものは八〜九世紀より存在し、中世荘園に対し「初期荘園」あるいは「古代荘園」の概念で捉えられている。初期荘園には大きく分ければ①律令制下に不輸租として認定された神田・寺田と②墾田永年私財法によって墾田を集積して

いった墾田集積荘園がある。②の墾田集積荘園には、<sup>a</sup>北陸の東大寺領荘園を典型とする寺院などによって荘園化されたものと<sup>b</sup>王臣家領荘園がある。王臣家領荘園とは王族を含めた貴族ないしその家政機関による墾田占定により集積された荘園を指し、在地の富豪層と結託して経営されていた。不詳ながら様々な形で存続したと考えられているが、<sup>a</sup>の寺院らによる墾田集積荘園は専属農民のいない輪租田で、周辺班田農民による請作だったことからやがて退転し、中世荘園に続くことなく荒廃してしまうという。

## (二) 撰開期の荘園

この時期特長的なのは、国衙の荒廢公田再開發奨励策による開發による私領の形成である。開發領主は在地の負名田堵などの開發者と、彼らから買得・伝領して再開發をも行う中下級貴族・僧侶など様々だが、近年の研究では、これら開發領主は地方と都を往復し、京で活動しながら在地に本拠を持ち、私領や荘園の形成を進めていった主体であったとされている。これら開發の私領が国司の免判で官物・臨時雜役免除の国免荘になるケースも多い。大寺社も積極的に開發を進め荘園を形成していく動きも見られる。

私領主らは、その所領を収公されるのを逃れるため、有力貴族に寄進するが、一般的にこの時期には被寄進者は自らの荘園として立荘する意識はなく、これらが家領として維持された形跡はなかったとされている。

## 二 中世荘園制の成立

前述のように、中世を通じて長く社会の基盤となる中世荘園は院政期に飛躍的に設立されていく。また、かつての寄進地系荘園論とは異なり、近年の中世荘園成立史論では、この時期の荘園形成について寄進そのものを否定しているわけではないが、現地の在地領主からの寄進の主体性よりも、荘園領主側の積極的な働きかけにより上から寄進を促進させる動きが顕著なことが指摘されている。

## (一) 朝廷の荘園政策転換

川端氏は前述の論文の最初に寛治四(一〇九〇)年の賀茂上・下両社への各六〇〇余町の朝廷による寄進・立荘を挙げ、国司による済物未進が顕著になる中で行われた、朝廷による国家的給付の代替としての荘園認定の画期として位置づけている。朝廷が大寺社への封戸の代りに、主体的に荘園を国家的給付として認定・付与するということである。同時期に熊野社への寄進、伊勢神宮への御厨・御園の領有認定が見られるとし、十一世紀末に朝廷の荘園政策転換があったとみなしている。

このような川端氏の所論の前提には坂本賞三氏の、荘園を国家的給付の便補と捉える見解があり、それを踏まえたものと考えられる。

守田逸人氏によれば、<sup>5</sup>以後、旧来の大寺社は寺社側から中

央権力へ働きかけることによって、便補保の形成や旧領復興などによって封戸の代りに一円不輸の領域型荘園を獲得する動きを見せ、封戸から荘園を経営基盤とする体制へと再編していくという。

このような朝廷の政策転換の背景は上鳥享氏の財政論<sup>⑤</sup>から以下のように考えられる。

十世紀後半に再編された財源確保の方法は正蔵率分制・永宣旨料物制・年料制・料国制・臨時召物制<sup>⑥</sup>など、経費を諸国に割り当てての国宛の方法で支えられていた。しかし、内裏造営・院御所造営・中でも膨大な御願寺造営の時代が到来すると〔大規模造営の時代〕、天皇家御願寺造営のために受領成功が多用されるようになった。この受領成功は院近臣を官司に任命する代わりに院近臣である受領に御願寺造営費用を負担させたものであるが、造営費用は受領の私物から賄うべき、という原則にもかかわらず、やがて成功の受領には臨時召物免除、その他の官物・封物の対捍が行われた。これによって国宛方式の経費納入が崩れていき、国司からの官物・封物の納入はさらに悪化してきたという。十一世紀末からの膨大な御願寺造営が財政構造を崩す契機だったと言える。これにより朝廷も封戸から荘園認定へと方針転換せざるを得なかったという（守田氏論考参考<sup>⑦</sup>）。

## (二) 御願寺領荘園の設立

このような朝廷の荘園政策転換による旧来大寺社領の再編

が進行し、荘園化が進む一方で、膨大な天皇家御願寺建立は膨大な天皇家御願寺領荘園を立荘させ、より直接的に院政期の飛躍的な荘園成立の原因となった。これが院政期のより大きな勢いである。次々建立された御願寺の仏事執行費用を賄うために、その財源となる御願寺領荘園が設立されていたのである。こうして院政期立荘は天皇家領荘園、中でも天皇家御願寺領荘園こそが、その中心的なものとなったのである。

川端氏は御願寺領荘園を含め白河院政期から見られるこれらの立荘の特色を以下のように述べている。院・女院・摂関家など権門であると同時に中世王権の分有者が主体的、積極的に立荘候補地を募り、「券契を尋ね」て選び出し、設立させていったものであったこと。その為、その立荘の手続きも従来のような官符によるものではなく、院庁・女院庁から発給される牒・下文、摂関家下文によるものであったこと。また条件に合った荘園候補地を募り、探す際には院・女院・摂関家の近臣層の連携によって候補地が挙げられ、立荘が実現されていき、設立された後には彼ら近臣層がその荘園の預所職を得ること。こうしてできた荘園は寄進された私領をはるかに凌ぐ、公領を抱き合わせた広大な領域型荘園であったこと、などである。

御願寺領荘園設定作業は造営事業と並行して計画され、落慶後まもなくその作業が進められる。建春門院御願最勝光院の事例では、最勝光院寺家<sup>⑧</sup>を勤めていたと考えられる藤原経房が、承安三（一一七三）年十月二十一日の落慶後間もな

翌年二月から「奏最勝光院御庄々事」と最勝光院領莊園設定に関して後白河院に上奏している記事が彼の日記『吉記』の中に散見される。経房は例えば信濃国塩田荘については藤原成親から最勝光院へ所領を寄進する申し出を院奏し、院から「年貢猶少思食、可注申所当」、成親から「年貢可進千段」、それに対し院から「可進寄文」と年貢額に関するやりとりを仲介している。「遠江所領」については、寄進の申請者である備後守藤原為行に会い遠江所領についてのことを尋ねるよう、院の指示を受けている。御願寺領莊園設定に際して貴族の側から積極的に寄進の申し出があることがわかり、経房がこれを院奏し、作業を進行させているのである。一方、院自身も近江国檜物荘についても「年貢壇供餅之外、可加進米卅石之由」など、塩田荘と同様に年貢の増額などの指示を出し、院自身が細部にまで主体的具体的に指示を出して候補地の選定に関わっているのがわかる。檜物荘は最勝光院領莊園目録<sup>(12)</sup>に修二月の壇供餅を負担することが記されているから、すでに年中仏事計画やそのための相折（用途配分計画）が立てられた上での積極的計画的な莊園設定作業だった可能性が高い。これらの莊園は実際に立荘されているのが同目録により確認できる。こうしてこれらの「御庄々寄文」は「可令候寺家之故也」と経房から最勝光院執行静憲のもとへ送り遣わされている。最勝光院の事例は時代が下るが、このようなシステマチックな莊園設定のしくみは時代を遡って考えても良いのではないだろうか。

崇徳天皇御願成勝寺領莊園・末寺等は、その相折帳から「寄進」者が判明するが、藤原顕頼や藤原家成など代表的な院近臣と藤原資憲など崇徳天皇側近たちが多くを占め、鳥羽院・崇徳天皇側近が中心勢力となつて莊園設定作業が進められたと考えられる。彼ら側近が所領寄進を仲介し、再寄進という形で寄進者となり預所職所有者となつたものと考えられる。

一方、この寄進者の中には成勝寺の経営実務最高責任者である上座増仁が多くの莊園・末寺の寄進者となつており、寺家側の経営担当者として彼も莊園設定に大きな働きをしていたことがわかる。御願寺の執行（上座）・三綱など経営実務者は、多くの御願寺の長吏・検校など御願寺の最高責任者である仁和寺御室の政所構成者であるなど、御室との緊密な統轄関係の下にあり、御願寺領莊園設定作業の背後には院の子である仁和寺御室の存在も院権力の分身として大きな力をもつていたと考えられるのである。<sup>(13)</sup>

ところで、具体的な立荘手法として高橋一樹氏によつて知行国制との連動が指摘されている。高橋氏は、鳥羽院御願金剛院院領越後国小泉荘の事例などを引きながら、鳥羽院「第一の寵臣」といわれた藤原家成が知行国越後国等において、自身が造進した御願寺のための寺領莊園を、御願寺の造営事業と時期的に並行しながら自身の知行国内に設立していった様子を明らかにしている。このような、造進した御願寺の寺領莊園を自身の知行国内から提供するという手法は平清盛らにも受け継がれていく、としているが、このような手法は御

願寺領莊園設立の際には、他の院近臣御願寺造営者にも多かれ少なかれ利用されたのではないだろうか。

筆者が研究対象とした平氏知行国安芸国・伊予国でも平氏が貢献したことをうかがわせる後白河院御願蓮華王院領沼田荘や同御願新熊野社領三入荘などのように、似た状況で設立されたであろう莊園が存在するほかに、平氏が何らかの形で関与した天皇家領・巖島社領（天皇家御願寺領ではないが）が数多く存在する。話は少しそれるが、平氏はこうした手法を利用して多くの平氏領を形成し、沿岸部を領域に含んだり、沿岸部に倉敷地を設定したりしており、平氏の場合、その目的は、日宋貿易を視野に入れた瀬戸内海航路の掌握や、軍事的意味合いでの制海権の掌握という目的があったのではないかとと思われる。

平氏以前の安芸国では高田郡三田郷は他の徴証と共に、当時の知行国主藤原清隆が崇徳天皇御願成勝寺の造進者であったこと等から、成勝寺領としていったん立荘された気配がある<sup>⑮</sup>。またそれ以前、安芸国が大治三（一一二八）年から久安元（一一四五）年までの間、待賢門院院庁関係者が継続的に安芸国守になっていた時期に待賢門院御願法金剛院領安芸国志芳荘が成立したと考えられることなども、造進者の貢献ではないが、女院分国に似た状況下での、女院庁関係者の立荘における貢献・働きかけが強かったことを示している<sup>⑯</sup>。

院政期の莊園は私領のみではなく、公領を割いて莊園が形成されるのだから、備後国大田荘が当時の備後国知行国主藤

原光隆の平氏・後白河院への奉仕として国衙領が削られて立荘されたと五味文彦氏が述べているように<sup>⑰</sup>、諸国の国守・知行国主の意向次第で国衙領の一部を割いて院・女院へ寄進・立荘し、広大な莊園が成立するということが可能である。

朝廷の封戸から莊園への政策転換が前提にあって、新たに建立される御願寺に対してもその方針で国家的に莊園が設立されていったのであるが、以上のような立荘形態を見る限り、天皇家御願寺領莊園形成は、院権力の意向・作為が強く作用しているように思われる。その点について検討したい。

### （三）院政期御願寺の意義と莊園制

院政期御願寺の意義をどのように考えれば良いのだろうか。周知の如く御願寺には白河天皇以後の天皇発願の五勝寺と、それ以外の院・女院発願の院家型御願寺がある。天皇発願の五勝寺とりわけ法勝寺は国家的意味合いが強く、鎮護国家を祈る仏事を中心に追善仏事も行われ、その執行機関も上卿・弁など太政官機構が行事となって執行する国家的仏事の典型である。法勝寺における追善仏事も国家的仏事に昇華されたという。また上島氏によれば<sup>⑱</sup>、院権力は寺院の側から提唱された王法仏法相依論を仏法による自らの国家権力強化に利用したという。法勝寺は天下安泰・五穀豊穡・万民快樂などを祈る公共的機能を有したのであり、そのような法勝寺の創建は、白河天皇がこれらの公共的機能の担い手として、自らが公権力たることを示し、国王としての正当性を示したと

いう。白河院の追善仏事も国王としての往生が祈念され、白河院が国王として国家を護持することを示す場だったとする。つまり、院権力は仏法に依拠して自らの公権力としての正当性と権威を示すことを大きな目的の一つとして、天皇発願の御願寺を建立したことになる。このように法勝寺など天皇発願の御願寺は国家的色彩の強い寺院であり、これらの仏事のために設立された莊園群は正しく国家的設立としてよい。

しかし一方で院・女院発願の院家型御願寺が鳥羽院政期を中心に新たに続々と建立され、その莊園も膨大に立荘された。これらの院家型御願寺は来世往生など仏教的な個人的信仰に基づくものであり、これらの御願寺領莊園を伝領した女院らの役割も天皇家の父祖の菩提を弔う存在として天皇家内の追善仏事を執り行う役割を担っていた<sup>(25)</sup>というから、これらの御願寺は天皇家という権門としての建立であり、その莊園群も権門としての設立とみなされる。

従って、院政期立荘の中心が天皇家御願寺領莊園群であったことを考慮すれば、中世莊園制の成立は、朝廷の封戸から莊園へという政策転換を前提しながら、院権力が仏法を拠り所として、自らの国家権力を誇示するために国家的御願寺を建立し、そのための莊園を国家的に設立していった側面と、他方では天皇家の個人的信仰に基づく院家型御願寺建立という権門的な志向が存在し、その莊園も権門として設立していったという側面とがあったといえる。数量的には後者の院家型御願寺とその莊園が多かったと考えられる。そして院近

臣らの公家は、以上の両者の仕組みの中で莊園所職を獲得し、自らの経済基盤を確立していくことになる。

ただ、直接的には御願寺建立を契機として莊園が設立され、莊園制へ移行していくこと、御願寺建立と莊園制成立との関係、はもつと踏み込んで考えるべきではないだろうか。「おわりに」で今一度触れたい。

### 三 現地の莊園構造

中世莊園の広大な領域となったその対象地はどのような地構造をもっていたのだろうか。

鎌倉期によく見られる莊園の内部構造から遡れば、例えば新熊野社領安芸国三入荘のように、大まかに言えば、かつての平安末期における下司の「領主名」と概念化される規模の大きな下司名と、その他の荘官名、そしてその他は複数の百姓名（鎌倉期には二十七名）によって構成されている。鎌倉期の保有田地で言えば百姓名が平均約一町余りであったのに対し領主名は十一町四反余りという格差があり、両者の経営規模は異質である。三入荘は倭名抄郷弥理郷を継承したと考えられ、莊園化以前に遡れば、弥理郷の郷司に系譜をもつと推測される下司の私領である領主名を中心に、郷司として徴税責任を負っていた郷という行政単位を抱き込んで、郷単位で立荘されたものと推測される。二十七の百姓名部分は、この公領であった部分に相当すると思われる。

このような構造は藤原綱子（邦綱娘）領伊予国弓削島荘でも見られ、島単位ではあるが、下司平氏の領主名末久名が塩浜・島地共に島の一部分を面的に占有したうえで、島全体に散在地をもち、その他の部分は二十二の百姓名（文治五（一一八九）年檢注時）から成っている。領主名末久名に対し、この百姓名部分もかつての公領部分だったと考えられ、弓削島荘も立荘時には末久名と公領部分を合わせ、島全体で荘園化したと考えられる。

数少ない平安期の史料が残っている安芸国高田郡三田郷・風早郷でも同様の構造がうかがわれる。偽文書の疑いもたれている史料ではあるが、高田郡司藤原氏は代々「三田郷并別符重行名主」を伝領してきたと記されている。偽文書とは考えられない田畠売券群のうち風早郷田代売券九枚全てに「重行加丁」と記されていることから重行名は確かに存在したと考えられる。そして風早郷田地ばかりではなく、これを含む保延五（一一三九）年六月藤原氏寄進状に記された「田畠本券」の散在田畠三田郷約一五三町・風早郷約八三町、計約二二六町すべてが別符重行名だと考えられる。実際に仁平四（一一五四）年に三田郷のみが立荘された時の田畠立券文は三田郷「百十一丁」とあるのみだが、三田郷重行名約一五三町のうち何らかの事情により一一一町が立券され、保延五年寄進状の文言からして、その時、これ以外にも三田郷全体が立荘されたのではないかと考えられる。寄進状には重行名分と考えられる散在田畠の集合体である計約二二六町の

田畠本券と共に代々の郡司職・郷司職に補任された公験をも添えたうえで、散在田畠だけではなく「三田郷・風早郷」全体の立荘が求められているのである。当時の立荘が郷司の私領（領主名）を核としながら、その行政単位である郷全体を抱え込んで立荘されることが可能であると認識した寄進だったと思われる。とりわけ天皇家領であれば、このような行政単位ごとの立荘が多かったのではないだろうか。

近年の研究では開発主体・寄進主体には中下級貴族が多かったことが強調されているが、坂本賞三氏が説くように彼ら中下級貴族の所領は、もとは在地領主層開発領主の所領を買得・伝領・寄進されたものであることが多い。この場合は在地領主から伝領した私領が中下級貴族の私領となり、領域的に広大な中世荘園が設立される際には、この私領が核となつて公領が取り込まれる、ということ、その在地構造は相似したものであろう。氏の説くように、根本的には在地において住民共同体をもリードして在地で支配・活動する在地領主層の存在を前提とし、またそのような私領を内部に含みながら中世荘園は成立し、経営が維持されていくのではないだろうか。彼らが郡郷司であったことは必要条件ではないにしても、安芸国三田・風早郷寄進状が主張しているように、代々郡郷司の職を相伝し、在地支配し、徴税活動を続けていたという事実が、立荘を推進する上からの立荘が、それを支配続行に都合の良いものと認識していることを示している。

坂本氏も十一世紀に郡・郷・別名などの新しい公領単位が

国衙に直結する行政単位として公認された時に、郷であれば郷司がその領域の徴税責任を負っており、新立荘園時には、中央政府はこの郷などの新行政単位をそのまま荘園とした、と説いているが<sup>31)</sup>、そのように考えて良いと思われる。安芸国には天皇家領として三入荘・可部荘・田門荘・志和荘・安摩荘など、多くの倭名抄郷を継承したと推測される荘園が存在し、郷単位の荘園が数多く設立されたと思われる。郷などの行政単位を荘園化し、その徴税責任者を下司として把握し利用するのが支配を貫徹しやすかったと考えるのが適切ではないだろうか。

### おわりに

院政期に朝廷・院・院近臣ら支配者層の意思によって、社会の私的・国家的財政基盤は大きく荘園制に「舵をきいた」といえる。その中で大きな比重を占めるのが天皇家領であった。天皇家領は御願寺領と、院庁など家政機関の「庁分」領から成っているが、本論では庁分の荘園には触れ得なかつた。研究史上も庁分については未解明な部分が多い。

ここで御願寺建立と荘園制成立との関係に今一度触れたい。天皇家御願寺建立事業は、二章三節で述べた意義をもちながらも、徐々に荘園の形成そのものをも目的としていき、荘園制を成立させていったと考えられるのではないだろうか。御願寺の寺領荘園を形成することによって、荘園所職付

与という形で公家層全体の経済基盤創出をも視野に入れていた可能性はあると思う。現今の荘園制成立論の中では、意外に荘園形成と御願寺建立との関係性について注目されているとはいえない。しかし二章三節で述べたような御願寺の意義をさらに突き詰めて、以上のような視点をもたなければ、天皇家御願寺が他の既存の大寺社と異なって「新たに」、しかも数多く建立されたことの意味を理解することはできない。そして中世荘園を国家的給付の代替にすぎないと捉えるだけではなく、「新たに」御願寺を建立することによって膨大な荘園を成立させたこと、中世荘園制という新たな社会基盤への移行となったことを強く意識するべきだと考える。

では中世荘園制が成立することによって社会はどのように変わったのだろうか。

中世荘園制の成立によって、公家・寺社などの権門は国家から国家的給付を受けるのではなく、大土地私有地の領有を国家によって公認され、それぞれ各自が個別に所有地から収入を得て、分権的に領域的経営・支配をしていくことになる。また荘園制の確立と同時に、荘園公領制を土台とした、国宛・一国平均役・成功(造国制)などが国家的財政基盤となり、国家的財政基盤もこうして中世の財政基盤の形に変わっていき<sup>32)</sup>。

一方、支配層の社会的関係も変化する。国家的方針があったとはいえ中世荘園が成立する過程で、院と院近臣層との癒着・連携によって荘園が成立していき、できた荘園は院が本

家、院近臣層が預所職を得て、院と院近臣層との人格的主従関係が土地を媒介とした知行関係へと結びつくことになった。鎌倉期公家社会においても、少なくとも家の分立・分割相続等によって本家と領家・預所との間の主従関係と知行関係とにズレが生ずる鎌倉後期に到るまでは、奉公・主従関係に依じて荘園の知行権も安堵されていた。中世荘園制の確立とはほぼ同時に成立した鎌倉幕府による御家人制・地頭設置は鎌倉殿との主従関係による知行制を基本とする。荘園制を利用しての地頭職安堵という形での知行関係の成立である。社会は荘園制により院・將軍との主従関係に基づいた知行制度の成立へと大きく変化したといえる。

最後になるが、立荘論が提起されて以来、荘園形成に關して在地領主の位置づけについても目を向ける必要があることが説かれて久しい。筆者自身も三章で触れたように荘園の在地構造を考える上からも在地領主の存在形態へのアプローチは避けて通れないと思う。今のところ、院権力ら支配者側が荘園形成を目指すようになった時、支配者側は院近臣・中下級貴族を通して在地領主層に働きかけ、それに對し在地領主層は受身的にはあるが、積極的に荘園化の誘いに応じたと考えている。現段階では新しい在地領主論を学び、論点を提示する余裕を持ち得ないまま研究の中途成果として本論をまとめた。これからの課題とせざるを得ない。

註(1) 石井進「二―三世紀の日本―古代から中世へ」(『岩波講座日本通史』第7巻、岩波書店、一九九三年)など。

(2) 川端新一「院政初期の立荘形態―寄進と立荘の間」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出は一九九六年)。以下、川端氏の所論については当論文による。

(3) 東京堂出版、二〇一三年。(一) 古代の荘園については戸川点「第1章 古代の荘園」、(二) 撰関期の荘園については鎌倉佐保・小野貴士「第2章 撰関期の荘園」による。

(4) 坂本賞三「荘園制成立と王朝国家」(塙書房、一九八五年)、同「王朝国家と荘園」(『講座日本荘園史2 荘園の成立と領有』吉川弘文館、一九九一年)。

(5) 守田逸人「院政期の荘園」(『荘園史研究ハンドブック』註(3)、第3章)。

(6) 上島亨「日本中世社会の形成と王権」(名古屋大学学術出版会、二〇一〇年)。

(7) 大津透「平安時代取置制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出は一九九〇年)。

(8) 註(5) 守田氏論文。

(9) 野口華世「中世前期の王家と安樂寿院―『女院領』と女院の本質」(『ヒストリア』一九八二・〇六年)。

(10) 寺家弁の存在については海老名尚「中世前期における国家的仏事の一考察―御願寺仏事を中心として」(『寺院史研究』三、一九九三年)。

(11) 『吉記』承安四年二月十七日(九月十二日)。詳しくは拙稿「安芸国高田郡三田・風早郷の寄進と立荘―御願寺領荘園の形成について」(『芸備地方史研究』二八八・二八九、二〇一四年)掲載の表3を参照。

(12) 正中二年最勝光院領荘園目録(『東寺とその荘園』東寺宝

物館、一九九三年）。

(13) 年月日不詳成勝寺年中相折帳（『平安遺文』五〇九八）。

(14) 註(11) 拙稿。

(15) 高橋一樹「平安末・鎌倉期の越後と佐渡―中世荘園の形成と国衙領支配」（『中世の越後と佐渡』高志書院、一九九九年）。

(16) 高橋一樹「中世荘園の立荘と王家・撰閥家」（『日本の時代史7 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年）。

(17) 田村裕「荘園公領制の成立と展開」（『広島県史』原始古代、一九八〇年）。

(18) 拙稿「平氏と安芸国王家領荘園成立過程―知行国制の推移と共に」（『史学研究』二五〇、二〇〇五年）。

(19) 註(11) 拙稿。

(20) 註(18) 拙稿。

(21) 五味文彦「平家領備後国大田荘」（『遙かなる中世』二、一九七七年）。

(22) 註(10) 海老名氏論文。

(23) 註(6) 上島氏著書。

(24) 註(6) 上島氏著書。

(25) 註(9) 野口氏論文。

(26) 註(17) 田村氏論文。

(27) 拙稿「伊予国弓削島荘における『住人等解』結合の時代的意味」（『内海文化研究紀要』二七、一九九九年）。

(28) 拙稿「源頼信―安芸国高田郡三田・風早郷の伝領過程」（『芸備地方史研究』三〇〇、二〇一六年）。典拠史料については拙稿(11) 参照。

(29) 註(3) 鎌倉氏・小野氏論文。鎌倉佐保「荘園制と中世年貢の成立」（『岩波講座日本歴史』第6巻、岩波書店、二〇一三年）。

(30) 坂本賞三「二階層の開発領主」（『鎌倉遺文研究』二一、二〇〇八年）。

(31) 坂本賞三「荘園制成立のいくつかの問題」（『史人』六、二〇一五年）。

(32) 註(6) 上島氏著書。

(33) 西谷正浩「日本中世の所有構造」（塙書房、二〇〇六年）。

(34) 註(9) 野口氏論文。

(35) 荘園形成にも関連した新しい在地領主論については、今のところ鎌倉佐保『日本中世荘園制成立史論』（塙書房、二〇〇九年）、守田逸人『日本中世社会成立史論』（校倉書房、二〇一〇年）などが参考になるかと思われる。